

平成27年11月 9日

倉敷市長 伊 東 香 織 様

倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会  
会 長 平 野 正 樹

第2次倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画について（答申）

平成27年1月30日付け一般第695号で諮問のありました「第2次（平成28年度～平成32年度）倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画（案）（以下、「第2次計画」という。）」について、本審議会は、倉敷市と市内し尿等処理業者からの意見を踏まえ、公平・公正な立場から審議を行いました。

本審議会では、審議の結果、その内容について、妥当と判断し、次のとおり、意見を付して答申します。

記

第2次計画の骨子

- ・ 第2次計画は、平成28年度から平成32年度までとする。
- ・ 合理化事業の実施は、代替業務の提供によるものに加え、合理化事業の一時清算として金銭支援を導入する。
- ・ 計画期間内において、代替業務の年間委託額が代替業務提供必要額の残額を上回ることとなり、他に適当な代替業務が見当たらない場合には、代替業務の提供を停止し、金銭支援として代替業務提供必要額の残額に10%を乗じた額を計画期間終了後に支払う。
- ・ 減車1台当たりの支援額は、国土交通省の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」を根拠とし、市での実態も勘案して算出された2,820万円（消費税抜）とする。

## 倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会意見

### 1 はじめに

市は、平成11年度から、合理化事業計画（以下、「計画」という。）を策定しないまま「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（以下、「合特法」という。）の趣旨に則って、し尿等処理業者に対して、代替業務を提供してきたが、「いつまで、どれだけの支援を行うのか」という市民の疑問に対する明確な回答ができない状況にあった。

このため、市は、平成22年度に専門家や各界の代表者からなる審議会を設置し、公開の場で議論を重ねながら第1次計画（平成23年度～27年度）を策定した。

第1次計画の策定により、し尿等処理業者に対する支援のスキームが確立され、支援の範囲と進捗度合いが明確になり、代替業務として提供していた一部の家庭ごみ収集運搬業務について、一般競争入札の実施が実現できるなどの成果も得られた。

市は、平成11年度から17年間に及ぼんとする支援の実績や市の下水道整備計画も終了に近づいている状況を踏まえ、「減車1台当たりの支援額の見直し」や「金銭支援の導入」を変更点とする第2次計画（平成28年度～32年度）を策定することとしたが、本審議会は、第2次計画について、公平・公正な立場から審議を行い、意見を付して答申するものである。

### 2 減車1台当たりの支援額の見直し

市の第1次計画における減車1台当たりの支援額の算定については、国土交通省の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」（以下、「損失補償基準」という。）の「営業廃止の補償」を参考に算出するものとしている。

第1次計画では、営業廃止の補償項目に係る5項目のうち、「営業権補償」、「収益補償」、「離職者補償」を適用し、3,300万円としたが、第2次計画では、「営業権補償」のみを適用することとし、支援額を2,820万円に減額するものであった。

市は、第2次計画で、「収益補償」、「離職者補償」を適用しない理由について、し尿等処理業者は、長期間にわたる代替業務の提供を受けており、転業に必要な知識・技術を習得し、既に円滑な事業転換が可能な状況にあるためとしている。

本審議会では、第2次計画で市が適用しないとした2項目について慎重に議論した。

この点は、第1次計画における審議会でも議論されたが、第1次計画の支援額については、し尿等処理業者が代替業務の提供を受け始めて間もない平成11年度以降の時期も対象としていたことから、「業務転換中には、従前のし尿等処理業における収益が確保できないことや、事業転換のための投資や従業員教育等の経費の支援が必要である」との市の適用理由を妥当としていた。

本審議会においても、この2項目を適用しないことについて、し尿等処理業者からは、「経営が不安定になり合特法の目的であるし尿等処理業の安定化が達成できない」との意見や、一部の委員からも「合特法の目的がし尿等処理業の安定の保持にあることから、支援額の大幅な減額は、し尿等処理業者の経営の安定性の面から問題となる可能性もあるため、緩やかに減額していくべきでは」との意見もあった。

しかし、し尿等処理業者が平成11年度から平成27年度までに100億円を越える規模の代替業務の提供を受けている実態を考慮すれば、し尿等処理業者は、転業に必要な知識・技術を習得し、既に円滑な事業転換が可能な状況にあると判断すべきであるとする。

また、支援額の算定にあたっては、損失補償基準の5項目のうち、どの補償項目を適用するのか、さらには、各補償項目の補償額算定にどのような積算数値を採用するのかなどについて、市民への説明が可能な理論的根拠が必要とする。

このため、本審議会では、市が、減車1台当たりの支援額算定に当たって、「営業権補償」のみを適用対象とすることの理由は合理的であり、減車1台当たりの支援額を2,820万円とする第2次計画は妥当なものとの結論に達した。

### 3 金銭支援の導入について

第1次計画の枠組みでは、し尿等処理業者の支援方法は、代替業務の提供によるとしていたが、第2次計画では、計画によって決定された支援額の清算を行うための金銭支援の導入が提案されている。

市は、その理由として、下水道の整備がほぼ終了し、新たな減車の発生が予定されず、支援額の増額が見込めなくなる可能性もある中で、例年通りの代替業務を提供したならば、計画で定めた支援額を超過するような事態が生じてしまうため、代替業務の提供を停止し、金銭支援による支援の清算を行う必要が生じることを挙げている。

清算時に、市が、支援残額に見合った委託料の代替業務をタイムリーに提供できないおそれがあるとの判断は妥当なものであり、また、計画の枠組みは、計画で定めた方法で算出した支援額を計画に定められた支援方法で支援額全額を確実に支援できる内容でなければならないという観点からも、金銭支援の導入は、必要な措置であるものとする。

### 4 終わりに

本審議会は、減車1台当たりの支援額を算定するにあたって、合特法第1条に規定する「し尿等処理業者の経営の近代化によるし尿等処理業の安定の保持」についても視点を置き慎重に議論した。

合特法は、下水道の整備により影響を受けるし尿等処理業者に対し、その影響を緩和し、「経営の

近代化」と「規模の適正化」を図るための措置としての合理化事業計画を策定、実施することで、し尿等処理業の安定の保持とし尿の適正な処理の確保を目的としている。

市は、計画の中で、減車を通して「規模の適正化」を図り、代替業務を提供することで、し尿等処理業者の「経営の近代化」を支援してきた。

「経営の近代化」については、合特法には明確に規定されていないが、一般的には、「代替業務の提供による支援」という観点から、し尿等処理業者の事業の多角化や主要事業をし尿等処理業から別の事業に転換することで、より安定的な経営状況が図られていくことを指すものとする。

市は、第2次計画で、「長期間にわたる支援によって、し尿等処理業者は、既に円滑な事業転換のノウハウを取得しつつある」として支援額の減額を提案しているが、し尿等処理業者からは、「支援は、経営の安定化を図るものでなければならない」等の意見が寄せられている。

しかし、支援のあり方については、し尿等処理業者の「経営の近代化」というものが、し尿等処理業者の自助努力を基本として達成されるべきものであるということをも前提として決定されなければ、市民の理解は得られないものとする。

し尿等処理業者は、平成11年度から平成27年度までの間に、既に100億円以上の代替業務の提供を受けている。

このような現状を勘案すれば、通常、し尿等処理業者の「経営の近代化」は、一定程度達成されていなければならない時期にあると考えらるべきであり、今回、支援額を見直すこととした市の第2次計画は、本審議会の議論において、妥当な提案であるとの結論を得た。

今後、し尿等処理業者に対しては、下水道の整備に伴う影響のみならず、人口減少に伴う影響にも対応できるような経営体力の強化が求められている。

本審議会としては、平成6年3月29日付け厚生省通知の「合特法に基づく合理化事業計画の策定要領」中に「し尿等の処理を業として行うものの自助努力を含めた対応を求めることも必要である。」との記載があるように、し尿等処理業者が、将来に渡って、適正なし尿処理を確保するという市民の負託にこたえられるよう、更なる「経営の近代化」の推進に自助努力されることを切に希望する。